

## 大阪大学核物理研究センター事務部組織規程

第一条 大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）に事務部を置く。

第二条 事務部に次の三掛を置き、その事務を分掌させる。

庶務掛

研究協力掛

会計掛

第三条 庶務掛においては、次の事務をつかさどる。

- 1 公印の管守に関する事。
- 2 センターの中期目標、中期計画及び年度計画に関する事。
- 3 評価に関する事。
- 4 運営委員会、教授会等会議に関する事。
- 5 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- 6 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 7 教職員の雇用等、懲戒その他人事に関する事。
- 8 教職員の兼業に関する事。
- 9 教職員の出張、休暇等服務に関する事。
- 10 教職員の海外渡航手続きに関する事。
- 11 教職員の勤務能率の増進及び勤務評定並びに福利厚生に関する事。
- 12 教職員の給与及び労働者災害補償に関する事。
- 13 共済組合の長期給付及び退職手当に関する事。
- 14 安全及び衛生に関する事。
- 15 放射線障害の防止に関する事。
- 16 宿日直に関する事。
- 17 その他他の掛に属しない事。

第四条 研究協力掛においては、次の事務をつかさどる。

- 1 外国の大学及び学術団体等との学術交流に関する事。
- 2 外国人研究員等の受入れに関する事。
- 3 外国人来訪者の接遇に関する事。
- 4 共同研究員等の出張、研究及び会議等に関する事。
- 5 共同研究員宿泊施設に関する事。
- 6 研究生及び受託研究員等に関する事。
- 7 科学研究費補助金の申請事務に関する事。
- 8 学術研究の奨励及び研究助成に関する事。
- 9 特許等出願に関する事。
- 10 前各号に掲げるもののほか、研究協力に関する事。

第五条 会計掛においては、次の事務をつかさどる。

- 1 予算及び決算に関すること。
- 2 債権及び債務の管理に関すること。
- 3 資産の管理に関すること。
- 4 契約（調達センター室の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 5 営繕に関すること。
- 6 教職員の給与の支払に関すること。
- 7 授業料その他の収入に関すること。
- 8 金銭出納に関すること。
- 9 教職員宿舎に関すること。
- 10 科学研究費補助金（研究協力掛の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 11 奨学寄付金（研究協力掛の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 12 共済組合（長期給付を除く。）に関すること。
- 13 所掌事務に関する調査及び報告に関すること。
- 14 前各号に掲げるもののほか、財務及び会計に関すること。

第六条 事務部に事務長を置き、事務職員をもって充てる。

- 2 事務長は、センター長の命を受けてセンターの事務を掌理する。

第七条 各掛に掛長を置き事務職員をもって充てる。

- 2 掛長は、事務長の命を受けて掛の事務を処理する。ただし、事務長の命あるときは、他の掛の事務を助けるものとする。

第八条 掛員は、掛の事務に従事する。ただし、掛長の指示あるときは、他の掛の事務を助けるものとする。

附 則

この規程は、昭和六十年四月十七日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この改正は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年四月十八日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この改正は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この改正は、平成十六年四月一日から施行する。